

リサイクルデータブック2018

訂正日	頁	場所	誤	正
2018.8.20	142	11. 廃棄物処理法 ポイント	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 改正法の施行期日を2018年4月1日とし、同法附則第1条第2号に掲げる規定(電子マニフェストの一部義務化関係)の施行期日は2010年4月1日とする。	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 改正法の施行期日を2018年4月1日とし、同法附則第1条第2号に掲げる規定(電子マニフェストの一部義務化関係)の施行期日は2020年4月1日とする。